

施設への 新制度意向調査について

平成26年7月1日

高知市こども未来部保育幼稚園課

目 次

- 私立幼稚園の新制度への意向調査実施について
（平成26年6月4日 自治体向け新制度説明会の中
で示された国からの事務連絡内容） ……1

- 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行 ……4
に関する意向調査

- 認定こども園の子ども・子育て支援新制度への移 ……10
行に関する意向調査

- 新制度における利用定員および施設形態に関す ……15
る意向調査【保育所用 調査票】

私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査の実施について

1. 調査の趣旨

- ・現時点における公定価格仮単価等の限られた情報の中ではあるが、国、都道府県及び市町村における新制度実施の準備、事業計画の策定、国の概算要求、予算案の策定等に資するため、私立幼稚園の新制度への移行の見込み等を把握する。
- ・なお、本調査の質問項目、スケジュールについては、主として国の概算要求の実施のため最低限必要なものとして実施するものであり、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて別途意向調査を行うことを妨げるものではない。
- ・また、平成27年度施行に当たっての施設型給付の対象施設の確認（みなし確認を含む。）又は確認を受けない旨の別段の申出については、各市町村において、別途改めて秋頃をめどに手続の案内を行った上で対象施設の方針を確認することを想定している。したがって、設置者は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではない。

2. 調査の実施主体

- ・都道府県及び所在市町村※
※ 私立幼稚園について、子ども・子育て支援法に基づきみなし確認又は別段の申出に関する事務を行うこととなる市町村（政令指定都市及び中核市を含む）

3. 調査の対象

- ・私立幼稚園（認定こども園を構成しているものを含む。）の設置者
- ・調査への回答の単位は施設ごと

4. 調査の項目

- ・国からモデル質問票を提示
（主な質問事項）
 - ① 現在の施設の利用状況（広域利用の状況を含む。）
 - ② 新制度への移行見込み・移行する場合の施設の類型（認定こども園への移行を含む。）・移行予定年度
 - ③ 一時預かり事業（幼稚園型）・小規模保育事業等の実施希望 等
- ・都道府県又所在市町村において独自の質問を追加することは可

5. 調査の実施方法

- ・都道府県（新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局）と所在市町村（新制度担当部局）が連名にて調査を実施することを基本とすること（都道府県と所在市町村で十

分調整の上、これと異なる方法も可とする。)

- ・都道府県及び所在市町村で独自の追加質問がある場合、両者で相談の上、項目を追加すること。また、追加方法としては、モデル質問票に質問を追加して送付する、又はモデル質問票とは別に追加質問を送付することが考えられるが、独自の質問に対する回答は、国に提出する集計表には加えないこと。
- ・同一設置者が複数の施設を設置している場合も含め、回答は施設ごとに所在市町村に提出すること。
- ・所在市町村は域内の全施設の回答を集計表にとりまとめて都道府県に提出すること。
- ・都道府県は域内の全市町村の集計表をとりまとめて国に提出すること。

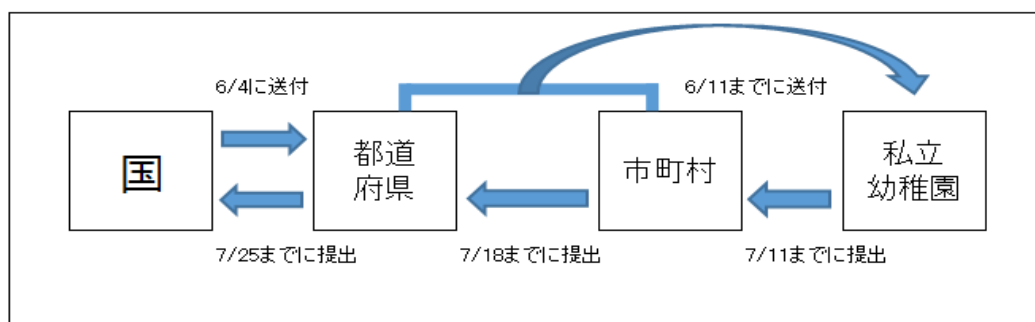
6. スケジュール

- | | |
|---------|--|
| 6月4日 | モデル質問票を国から都道府県、政令市、中核市に配付 |
| 6月11日まで | 追加質問がある場合も含め、都道府県及び所在市町村の連名で、正式の調査依頼を送付
※調査依頼文の参考例を後日提供予定 |
| 7月11日まで | 各設置者が所在市町村に回答を提出 |
| 7月18日まで | 各所在市町村が回答を集計表（市町村単位）にとりまとめて都道府県に提出
※集計表の参考例を後日提供予定 |
| 7月25日まで | 各都道府県が回答を集計表（都道府県単位）にとりまとめて国に提出
※集計表の参考例を後日提供予定 |

7. 留意事項

- (1) 各都道府県及び所在市町村においては、本調査の実施に当たり、4月10日付け事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」に従って、相談・支援に関する担当窓口をあらかじめ設置し、域内の私立幼稚園設置者に案内すること。
- (2) 各都道府県は、本調査の実施に当たり、私立幼稚園に係る認可や利用状況等、私学助成の仕組み（要綱等）、助成状況等を所在市町村に提供するなど、私立幼稚園に係る情報共有に努めること。なお、平成27年度以降の私学助成や一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価見込みは現時点で提示できていないことから、各設置者においては、直近年度における各都道府県の私学助成の補助額を参考に検討願いたいこと。
- (3) 各都道府県、政令指定都市、中核市においては、各設置者における検討時間を十分確保する観点から、モデル質問票を速やかに周知するとともに、できるだけ早期に設置者向け説明会を開催するなど、速やかな情報提供に努めること。
また、所在市町村の担当窓口において、本調査に関する相談・質問も含め、設置者からの照会等に適切に対応する体制確保に配慮願いたいこと。

- (4) 本調査により所在市町村に居住する者以外の利用（広域利用）の状況を把握した所在市町村においては、利用者の居住地市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。当該広域利用の状況は都道府県とも共有を図り、必要に応じて、都道府県が広域調査を行うこと。
- (5) 回答は所在市町村に対して提出することを基本とするが、特別な事情がある場合は、所在市町村と都道府県で十分調整の上、設置者が都道府県に直接回答を提出する方法も可とする。その場合は、都道府県から当該市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。
- (6) 仮単価提示後の設置者の意向について、国から示すモデル質問票に記載の情報を最低限盛り込んだ調査を行って頂くことが基本であるが、都道府県、所在市町村において同様の調査を既に行っており、この機会に改めて調査を行うことが難しいなどの特別な事情がある場合は、既存の調査結果の中から該当する項目をとりまとめの上で提出することも可とする。



調査の流れ

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(現在認定こども園ではない私立幼稚園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名

2. 設置者名

3. 所在市町村名

4. 認可された園則上の収容定員（認可定員） 人

※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。

次に、貴施設の平成26年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数

満3歳以上の幼児 人 ※平成26年5月1日現在の状況を記入してください。

上記のうち、平成26年度現在3歳児クラスで、平成25年度中に満3歳として入園した者（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの者に限る。）

<input type="text"/> 人	在籍園児数内訳			
	満3歳 <input type="text"/> 人	3歳 <input type="text"/> 人	4歳 <input type="text"/> 人	5歳 <input type="text"/> 人

※平成26年5月1日現在の状況を記入してください。

2. 園児の居住市町村別の内訳

ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。
 イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。
 ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。
 ※満3歳以上の幼児（平成26年5月1日現在）

市町村の名称									
満3歳児									
3歳児									
4歳児									
5歳児									
合計									

3. 預かり保育の状況

ア 実施していない。

イ 実施している。⇒平日、休業日（土曜日、日曜日及び祝日）及び長期休業日（夏期、冬期及び春期休業日）における1日当たり利用人数、1日の開園時間（教育時間と預かり保育の最大実施時間の合計）並びに担当職員数を記入してください。

	1日当たり利用人数	1日の開園時間 (内 教育時間)	預かり保育実施時の 担当職員数
平日			
休業日			
長期休業日			
【例】	〇〇人	〇時～〇時（〇時間）	〇人

※ 1日当たり利用人数：平成25年度平均実績人数を記入してください。

※ 1日の開園時間：通園バス利用時間は除いた開園時間を記入してください。
()内に開園時間内で設定している教育時間について記入してください。

4. 上記3の状況について、平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである場合は、その旨及び見込数を併記してください。

ア 平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである

	1日当たり利用人数	1日の開園時間	実施時の担当職員数
平日			
休業日			
長期休業日			

イ 特に状況の変更を想定していない

5. 保護者の就労等による預かり保育の利用状況

保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により預かり保育の利用頻度の高い園児数を記入してください（2号認定に該当するような園児数を記入してください。）。

ア 1日当たり 人

イ 特に把握していない。

6. 未就園児の受け入れ状況

子育て支援活動の中で、満3歳未満の未就園児について、保護者が同伴しない形での受け入れを定期的に行っている場合は、その状況を記入してください。

週当たり実施日数 日、 1日当たり利用人数 人

うち、保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により利用頻度の高い人数

1日当たり 人

〔平成27年度（新制度施行1年目）の予定〕

問1 子ども・子育て新制度への移行（施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。）について、現時点での貴施設における平成27年度（新制度施行1年目）の対応方針をお答えください。

① 平成27年度（新制度施行1年目）から新制度への移行を予定していますか。

- 1. 平成27年度は移行しない予定である。⇒②に進んでください。
- 2. 平成27年度は移行しない方向で検討中。⇒②に進んでください。
- 3. 平成27年度から移行する予定である。⇒④に進んでください。
- 4. 平成27年度から移行する方向で検討中。⇒④に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認（みなし確認）又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在市町村から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

② 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業（幼稚園型）により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

- 1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
- 2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
- 3. 希望しない。

③ 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

- 1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 人）
- 2. 実施する方向で検討している。
- 3. 実施を希望しない。

	0歳	1歳	2歳
内訳	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2①に進んでください。

④ 問1①で「3」「4」を回答した方に伺います。平成27年度の新制度への移行に当たっては、幼稚園のまま移行する予定ですか。それとも認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）の認可・認定を受けたうえで移行する予定ですか。

- 1. 幼稚園のままの予定である。⇒⑤に進んでください。
- 2. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒⑤に進んでください。
- 3. 認定こども園となって移行する予定である。⇒⑧に進んでください。
- 4. 認定こども園となって移行する方向で検討中である。⇒⑧に進んでください。
- 5. 検討中である。⇒問2②に進んでください。

⑤ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

	3歳	4歳	5歳
1号定員 <input type="text"/> 人	1号定員内訳 <input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

⑥ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）

2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）

3. 希望しない。

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

⑦ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1の場合の内訳 0歳 人 1歳 人 2歳 人

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 人）

2. 実施する方向で検討している。

3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2②に進んでください。

⑧ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園は幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型

2. 幼保連携型の方向で検討中である。

3. 幼稚園型

4. 幼稚園型の方向で検討中である。

5. 検討中である。

⑨ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の利用定員は、教育標準時間認定子ども（1号定員）、保育認定子ども（2号・3号定員）それぞれ何人を予定していますか。

1号定員 人

内訳 3歳 人 4歳 人 5歳 人

2号・3号定員 人

内訳 0歳 人 1歳 人 2歳 人 3歳 人 4歳 人 5歳 人

⑩ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）

2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）

3. 希望しない。

※ 認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が原則となります。

⇒問3に進んでください。

[平成28年度(新制度施行2年目)以降の予定]

問2 子ども・子育て新制度への移行について、現時点での貴施設における平成28年度(新制度施行2年目)以降の対応方針をお答えください。

① 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。平成28年度(新制度施行2年目)以降において新制度への移行を予定していますか。

1. 移行する方向で検討中である。

具体的な移行時期 ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度

エ 平成31年度 オ 平成32年度以降

⇒②に進んでください。

2. 状況により判断したい。⇒問3に進んでください。

3. 移行する予定はない。⇒問3に進んでください。

② 問2①で「1」を回答した方と問1④で「1」「2」「5」を回答した方に伺います。平成28年度(新制度施行2年目)以降において認定こども園に移行する予定はありますか。

1. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒問3に進んでください。

2. 認定こども園に移行する方向で検討中である。

具体的な移行時期 ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度

エ 平成31年度 オ 平成32年度以降

⇒③に進んでください。

3. 検討中である。⇒問3に進んでください。

③ 問2②で「2」を回答した方に伺います。認定こども園に移行する場合、幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型の方向で検討中である。

2. 幼稚園型の方向で検討中である。

3. 検討中である。

④ 平成28年度以降の利用定員について、どのようにお考えですか。

1. 現時点で定員変更の予定はない。

2. 平成28年度以降に定員を変更したいと考えている。(下欄に変更予定の定員をご記入ください。)

定員変更予定時期 年度

	3歳	4歳	5歳
1号定員	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
2号・3号定員	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

⇒問3に進んでください。

〔4月の入所について〕

問3 貴施設では例年10月の申込みを締め切った後、1月にさらに利用希望者があった場合に、4月入所者として受け入れ可能な状況かについてご記入ください。

※ 私立幼稚園は新年度4月入所者を10月に申込み受付されていると思いますが、認可保育所は1月以降に受付をしています。新制度においては、高知市が利用者の希望に応じて、利用施設の調整・あっせんを行うこととなっています。1月実施の保育所入所時期に合わせて、私立幼稚園の希望者がいることが想定されます。



1. 例年1月までに定員に達してしまい、受け入れが困難な状況である。
2. 例年1月までに定員に達するが、新制度施行以降想定される1月の入所希望者の枠を設ける予定である。
3. 例年1月でも受け入れが可能な状況にある。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

認定こども園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名 認定こども園の名称

幼稚園の名称

2. 設置者名

3. 所在市町村名

4. 認定こども園の類型 1. 地方裁量型 2. 幼稚園型

5. 認可された園則上の収容定員（認可定員） 人

※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。
（内訳）

地方裁量型の場合 保育機能施設部分 人

幼稚園型の場合 幼稚園部分 人

保育機能施設部分 人（接続型・並列型に限る。）

次に、貴施設の平成26年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数 人

※平成26年5月1日現在の状況を記入してください。
（内訳）

① 下記②、③以外の幼児（教育時間のみの在籍） <input type="text"/> 人 ※単発の預かり保育利用者含む	内訳	3歳 <input type="text"/> 人	4歳 <input type="text"/> 人	5歳 <input type="text"/> 人
② 保育に欠ける幼児(*1)（3歳以上） <input type="text"/> 人 ※常時預かり保育利用者含む	内訳	3歳 <input type="text"/> 人	4歳 <input type="text"/> 人	5歳 <input type="text"/> 人
③ 保育に欠ける乳児又は幼児(*1)（3歳未満） <input type="text"/> 人 (*1) 児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児	内訳	0歳 <input type="text"/> 人	1歳 <input type="text"/> 人	2歳 <input type="text"/> 人

①（教育時間のみの在籍）のうち、平成26年度現在3歳児クラスで、平成25年度中に満3歳として入園した者
（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの者に限る。） 人

2. 園児の居住市町村別の内訳

- ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。
- イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。
- ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※平成26年5月1日現在

市町村 の名称									
0歳児									
1歳児									
2歳児									
3歳児									
4歳児									
5歳児									
合計									

[平成27年度(新制度施行1年目)以降の予定]

問1 子ども・子育て新制度への移行(施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。)について、現時点での貴施設における今後の対応方針をお答えください。

1. 現在の認定こども園の類型で新制度に移行する。⇒問3に進んでください。
2. 認定こども園の類型を変更して新制度に移行する。

	1. 幼保連携型	2. 幼稚園型
変更後の類型	<input type="text"/>	3. 保育所型
		4. 地方裁量型
- ⇒問2に進んでください。
3. 上記以外の対応を検討している。⇒問4に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認(みなし確認)又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在市町村から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

問2 (問1で「2」を回答した方に伺います。)
認定こども園の類型を変更する時期は、いつを予定していますか。

1. 平成27年度を予定している。
 2. 平成28年度以降で検討している。
- ⇒問3に進んでください。

問3

① (問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。)
平成27年度以降の認定こども園の利用定員は何人を予定していますか。

1号認定子ども [] 人、 2号認定子ども [] 人、 3号認定子ども [] 人

1号定員 3歳 [] 人 4歳 [] 人 5歳 [] 人

2号・3号定員 0歳 [] 人 1歳 [] 人 2歳 [] 人 3歳 [] 人 4歳 [] 人 5歳 [] 人

※1号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)
※2号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
※3号認定子ども…満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

② (問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。)
認定こども園の教育標準時間認定子ども(1号定員)の預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

[]

1. 希望する。(1日当たりの想定人数 [] 人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 [] 人)
3. 希望しない。

※新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。
⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問4

① (問1で「3」を回答した方に伺います。)
現在検討している対応はどちらですか。

[]

1. 幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している。⇒②に進んでください。
2. 上記以外の対応を検討している。具体的に記述してください。⇒以上で終了です。ありがとうございました。
[]

② (問4①で「1」を回答した方に伺います。)
幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している場合、幼稚園については、引き続き私学助成を受けることを希望していますか。それとも新制度へ移行して施設型給付を受けることを希望していますか。

[]

1. 私学助成を受けることを希望している。⇒問5に進んでください。
2. 新制度に移行して施設型給付を受けることを希望している。⇒問6に進んでください。

※認定こども園から戻る幼稚園についても、通常の場合と同様に、私学助成と施設型給付を選択することができます。
※幼稚園型認定こども園の保育機能部分に対する財政支援については、現在のところ、安心こども基金による認定こども園事業費を受けることが可能ですが、幼稚園に戻る場合には、これを受けることができなくなります。その場合、保育に欠ける子どもの保育の継続に支障のないよう、一時預かり事業(幼稚園型)や小規模保育事業等の適切な実施を検討することが必要です(問5参照)。

問5

① (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業(幼稚園型)により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

1. 希望する。(1日当たりの想定人数 人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 人)
3. 希望しない。

② (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

1の場合の内訳

0歳	1歳	2歳
<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 人)
- (例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない
- (例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。
例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。)

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問6

① (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

新制度に移行する時期は、いつを予定していますか。

1. 平成27年度を予定している。⇒②及び③に進んでください。
2. 平成28年度以降で検討している。⇒⑤に進んでください。

② (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

人

利用定員内訳

満3歳	3歳	4歳	5歳
<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

③ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

1. 希望する。(1日当たりの想定人数 人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 人)
3. 希望しない。

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。

④ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

<input type="text"/>	0歳			1歳			2歳		
	1の場合の内訳			<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人

1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 <input type="text"/> 人 (例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。))
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。 (例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。 例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。))

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⑤ 平成28年度以降の利用定員について、どのようにお考えですか。

1. 現時点で定員変更の予定はない。
2. 平成28年度以降に定員を変更したいと考えている。(下欄に変更予定の定員をご記入ください。)

定員変更予定時期 年度

1号定員	3歳		4歳		5歳	
	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人

2号・3号定員	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

高知市 保育幼稚園課 (FAX:088-823-9273)
赤堀 行

新制度における利用定員および施設形態に関する意向調査

【保育所用 調査票】

高知市 こども未来部 保育幼稚園課

回答者	施設名	
	記入者氏名	
	連絡先	

1 平成26年6月1日現在の入所児童数

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
入所児童数							

2 平成27年度の利用定員(施設種別の変更に関わらず、利用定員の予定をご記入ください。)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2号・3号認定							
1号認定							

3 平成27年度以降の施設種別変更等について

(1) 施設種別変更の有無 無 ・ 有 (平成 年 月を予定) ・ 検討中

※有の場合は、(2)、(3)の設問に進んでください。

(2) 変更後の施設種別 (下記 ア～ウでお答えください。)

- ア. 幼保連携型認定こども園
- イ. 保育所型認定こども園
- ウ. 小規模保育

(3) 変更後の利用定員

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2号・3号認定							
1号認定							

※参考

- 1号認定: 保育を必要としない満3歳以上児
- 2号認定: 保育を必要とする満3歳以上児
- 3号認定: 保育を必要とする満3歳未満児

ご協力ありがとうございました。